

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	北海道磯谷郡蘭越町

蘭越町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林水産課林務水産係
所在地 北海道磯谷郡蘭越町蘭越町 258 番地 5
電話番号 0136-55-6524
FAX番号 0136-57-5112
メールアドレス rinmu@town.rankoshi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、アライグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	北海道磯谷郡蘭越町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目等	被害数値		
		面積等数値	被害金額	備考
ヒグマ	子実コーン	食害、踏圧 0.30ha	90千円	
	水稲	踏圧 0.01ha	10千円	
	計	0.31ha	100千円	
エゾシカ	水稲	食害、踏圧 13.07ha	12,966千円	
	大豆	食害、踏圧 1.69ha	264千円	
	小豆	踏圧 0.09ha	68千円	
	スイートコーン	食害、踏圧 0.30ha	780千円	
	小麦	踏圧 0.40ha	119千円	
	馬鈴薯	食害、踏圧 0.21ha	238千円	
	子実コーン	食害 0.20ha	60千円	
	えん麦	食害、踏圧 0.16ha	1千円	
	ブロッコリー	踏圧 0.08ha	4千円	
計	16.20ha	14,500千円		
キツネ	水稲	踏圧 0.06ha	60千円	
アライグマ	水稲	食害、踏圧 0.93ha	923千円	
	スイートコーン	食害 0.34ha	871千円	
	メロン	食害 0.18ha	2,363千円	
	いちご	食害 0.12ha	1,315千円	
	計	1.57ha	5,472千円	

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

【ヒグマ】

近年、山間部のみならず、民家付近や農作物圃場での出没も見られ、農作物被害も発生している。

ここ数年、子実コーンを作付けしている同一の圃場へ毎年出没し、農作物の食害及び踏圧による被害が発生している。

【エゾシカ】

通年、町内全域に出没が見られ、捕獲頭数も年々増加していることから、個体数が増加していることが予想される。

農作物被害は、水稲、大豆、スイートコーン等の食害及び踏圧による被害が見られることから、電気柵等による被害防止対策を講じているものの、被害は増加傾向にある。また、山林においても、苗木の食害や角研ぎの被害が報告されている。

【キツネ】

通年、町内全域に出没が見られる。

農業だけではなく住宅地域を含めた広域的な生活環境被害があり、過去にはスイートコーン等の食害や納屋への侵入等被害が発生している。

【アライグマ】

3月から11月までの間、町内全域に出没が見られ、捕獲頭数も年々増加していることから、個体数が増加していることが予想される。

農作物被害は、スイートコーン、メロン、いちご等に食害が見られ、箱わなによる捕獲を行っているものの、被害は収まっていない。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和6年度)	備考 (軽減率)
ヒグマ	0.31ha	0.21ha	30.0%
	100千円	70千円	
エゾシカ	16.20ha	11.34ha	30.0%
	14,500千円	10,150千円	
キツネ	0.06ha	0.04ha	30.0%
	60千円	42千円	

アライグマ	1.57ha	1.10ha	30.0%
	5,472千円	3,830千円	

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【ヒグマ】 ・ 出没情報に応じ、現地確認、看板設置、防災無線を利用し住民周知を実施。 ・ 必要に応じて、銃器や箱わなによる捕獲。	・ 被害状況等に応じ、箱わなを設置するものの捕獲に至らず、被害が収まらない状況となっている。
	【エゾシカ】 ・ 通年、銃器及びくくり罠による有害捕獲の実施。 ・ 新規狩猟免許取得者に対し対象経費の一部を助成。	・ 捕獲従事者により捕獲を行っており、捕獲頭数が増加しているものの、農作物被害が収まらない状況となっている。
	【アライグマ】 ・ 特定外来生物の防除の確認認定を受け防除を実施。	・ 防除従事者により捕獲を行っているものの、農作物被害は収まらない状況となっている。
防護柵の設置等に関する取組	・ 町所有の電気柵を農業者へ貸出し、被害の抑制を図る。 ・ 有害鳥獣による被害が著しいまたは被害予想される農地を所有されている者に対し、電気柵購入経費の1/2、上限10万円の補助を交付し、被害の抑制を図る。	・ 鳥獣の侵入が減少し一定の効果が見られるが、農作物被害範囲が拡大しており設置箇所が多く苦慮している。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

【全般】

関係機関等の協力を得ながら、被害発生箇所、捕獲状況及び生息状況の情報をもとに被害防止対策を検討する。

町が実施する銃猟免許等取得支援制度及びわな猟免許取得支援制度により農業者を中心とした捕獲従事者の担い手の増加を図る。

【ヒグマ】

電気柵や緩衝地帯の設置により人身被害及び農作物被害が起こらないよう取り組むが、人命及び農作物へ被害が及ぶと判断された場合は、銃器及び箱わなにより捕獲を図る。

【エゾシカ】

銃及びくくり罠により捕獲を実施するとともに、捕獲従事者の増員を推進し捕獲頭数の拡充を図る。また、駆除後の個体処分費用については、町が負担する。

農作物被害を軽減させるため、圃場への電気柵設置を推進し、農作物被害の軽減を図る。

【キツネ、アライグマ】

時間、場所に影響を受けず長時間設置可能な箱わなを設置し、農業被害等の拡大防止を図るとともに、電気柵による侵入防止を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

蘭越町鳥獣被害対策協議会の構成員である各関係機関と連携し、鳥獣出没に係る情報収集に努め、捕獲従事者等へ迅速な情報提供を行い、銃器やくくりわな、箱わな等による捕獲を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	ヒグマ	・箱わなの購入 ・蘭越町鳥獣被害対策実施隊との連携を強化。捕獲に掛かる一部費用については、町が負担を行なう。
	エゾシカ	・くくりわなの購入 ・町による狩猟免許取得に対する助成制度により捕獲従事者の増加を図る ・捕獲従事者への捕獲用品の貸出の実施
	アライグマ	・箱わなの貸出 ・町による防除従事者に対する有効的な捕獲方法の指導

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【ヒグマ】 人・家畜・農林産物等への被害の発生又は被害のおそれがある場合など、出没状況に応じて捕獲等を実施するため捕獲計画数は定めない。</p> <p>【エゾシカ】 近年の捕獲数並びに北海道で示すエゾシカ捕獲目標数を参考とし捕獲計画数を定める。</p> <p>【キツネ】 農林産物等への被害の発生又は被害のおそれがある場合など、出没状況に応じて捕獲等を実施するため捕獲計画数は定めない。</p> <p>【アライグマ】 外来生物法の対象鳥獣であることから、可能な限り捕獲することとし、捕獲計画数を設定しない。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヒグマ	出没個体数に応じて決定する。		
エゾシカ	240	240	240
キツネ	出没個体数に応じて決定する。		
アライグマ	可能な限り捕獲する		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>【ヒグマ】 目撃や痕跡等の情報があった場合、現地確認及び周辺住民への周知を行い、状況に応じて巡回を行う。頻繁に出没の形跡が見られる場合や人命、農作物に被害が及ぶと判断した場合は、銃器及び箱わなによる捕獲を実施する。</p> <p>【エゾシカ】 出没情報等を収集するとともに、鳥獣被害対策協議会実施隊員へ巡回を依頼し銃器での捕獲を実施する。また、わな猟免許取得者によりくくりわなを設置し捕獲を実施する。</p> <p>【キツネ】 被害状況に応じ、箱わなでの捕獲を実施する。</p> <p>【アライグマ】 防除実施計画書に定める防除従事者と協力を図り、箱わなによる捕獲を実施する。また、必要に応じて、防除従事者と有効的なわな掛け方法を検討し、有効的な捕獲を実施する。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	該当無し

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
エゾシカ	特に無し。

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度		
～		
令和6年度		

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

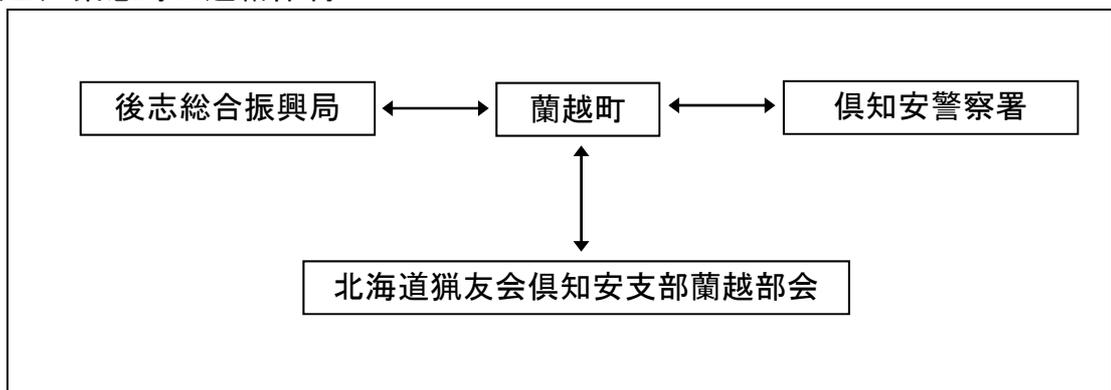
(1) 関係機関の役割

関係機関の名称	役割
後志総合振興局保健環境部環境生活課	鳥獣捕獲許可の受付、指導、助言
後志総合振興局産業振興部農務課	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律についての指導、助言

北海道猟友会倶知安支部蘭越部会	鳥獣捕獲等の実施
蘭越町	関係機関との連絡調整、情報収集、住民周知
北海道倶知安警察署	情報収集、安全確保

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	蘭越町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
蘭越町	協議会事務局運営、被害状況把握、有害鳥獣捕獲許可申請事務、住民等への普及啓発
ようてい農業協同組合蘭越支所	農業被害状況把握、情報収集・提供、組合員への啓発
南しりべし森林組合	林業被害状況把握、情報収集・提供
北海道猟友会倶知安支部蘭越部会	対象鳥獣の捕獲

鳥獣保護管理員	鳥獣の生態など専門的立場で被害防止対策への助言
---------	-------------------------

- (注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
後志総合振興局保健環境部環境生活課	被害防止対策への助言、指導、情報提供、捕獲許可
後志総合振興局産業振興部農務課	被害防止対策への助言、指導、情報提供
後志総合振興局産業振興部林務課	被害防止対策への助言、指導、情報提供
後志農業改良普及センター	被害防止対策への助言、指導
北海道警察倶知安警察署蘭越駐在所	ヒグマ出没時の住民の安全確保
北海道警察倶知安警察署昆布駐在所	ヒグマ出没時の住民の安全確保
北海道警察倶知安警察署港駐在所	ヒグマ出没時の住民の安全確保

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

当町での有害鳥獣捕獲は、蘭越町鳥獣被害対策実施隊を中心に実施しており、被害及び出没状況等を協議会内で情報共有しながら、円滑に捕獲が行えるよう、連携を図り捕獲業務に取り組んでいる。

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特に無し。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

【ヒグマ】

内臓の一部等を地方独立行政法人北海道立総合研究機構 環境・地質研究本部 環境科学研究センターへ学術用試料として提供し、その他の部位は最終処分場で埋設処理する。

【エゾシカ】

一般廃棄物として処理、又は生活環境に影響を与えない方法で現地埋設処理する。

【キツネ、アライグマ】

最終処分場で埋設処理する。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

ヒグマの出没情報については、適宜近隣町村と情報を共有し、被害防止に努める。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。